

【論点】

- ①「地域企業経営人材マッチング促進事業」に関し、内閣府の類似事業との関連性の整理も通じ、金融庁が実施する必要があると判断した理由について。
- ②当該事業の目的を踏まえた交付要件、補助金額及び使途の妥当性について。
- ③当該事業の目的である「地域経済の活性化」に資する成果の事後的な検証について。